

ごみ袋取扱要領

- 1 取扱者（店）は、ごみ袋取扱登録届出書を提出し、承認を受ける。
- 2 取扱者（店）は、町内の小売店、婦人会、自治会組織とする。
- 3 ごみ袋の受け渡しについては、役場総合支所及び出張所とする。
- 4 ごみ袋取扱いの報償（謝礼）については、町内統一とする。（売捌き価格の15%）
- 5 報償費の支払いについては、原則年2回とする。

ごみ袋の種別及び価格			
種 類	用 途	枚数	価格（税込み）
可燃（大）	可燃ごみ	1袋20枚入	410円
可燃（小）	可燃ごみ	1袋20枚入	310円
プラ（大）	プラスチック	1袋20枚入	410円
プラ（小）	プラスチック	1袋20枚入	310円
ネット（青）	空カン	1枚	200円
ネット（赤）	ペットボトル	1枚	200円
麻袋（緑）	金属ごみ	1枚	360円
麻袋（ベージュ）	埋立ごみ	1枚	360円